

2022年5月13日

各 位

T A C 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 多 田 敏 男
(コード番号 4319 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役 IR 室長 野 中 将 二
電 話 番 号 0 3 - 5 2 7 6 - 8 9 1 3

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月27日開催予定の第39回定時株主総会に、下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次の通り定款の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令に定める範囲に限定することができるようにするため、変更案15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の規定が不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される既定の効力に関する附則（第2条）を設けるものであります。なお、本附則（第2条）は、期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容については別紙をご参照ください。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月27日（月）
定款変更の効力発生日	2022年6月27日（月）

以 上

(別紙)

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>第 2 条 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) の削除および変更案第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>